

議案第75号

みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、放課後児童クラブの保護者負担金の額を改正するため必要があるからである。

みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

みよし市放課後児童クラブ条例（平成30年みよし市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別表第2通年の利用の項中「5,100円」を「5,200円」に、「8,000円」を「9,500円」に改め、同表学年始休業日のみの利用の項を次のように改める。

学年始休業日のみの利用	4月1日から入学式の前日まで	開所1日当たり 500円
-------------	----------------	-----------------

別表第2夏季休業日のみの利用の項中「4,100円」を「3,000円」に、「8,000円」を「9,500円」に改め、同表冬季休業日のみの利用の項及び学年末休業日のみの利用の項を次のように改める。

冬季休業日のみの利用	12月24日から翌年1月6日まで	開所1日当たり 500円
学年末休業日のみの利用	3月25日から3月31日まで	開所1日当たり 500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の入所の承諾を受けた者からは、改正前のみよし市放課後児童クラブ条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市放課後児童クラブ条例に定める額の保護者負担金を徴収する。

みよし市放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行																																														
<p>(保護者負担金)</p> <p>第11条 入所児童の保護者は、別表第2に定める保護者負担金を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の保護者負担金は、当該月分を翌月の10日までに納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>利用期間</th> <th>保護者負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通年の利用</td> <td>4月から7月まで及び9月から3月までの毎月</td> <td><u>5,200円</u></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td><u>9,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>学年始休業日のみの利用</u></td> <td><u>4月1日から入学式の前日まで</u></td> <td><u>開所1日当たり</u> <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏季休業日のみの利用</td> <td>7月21日から7月31日まで</td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td>8月1日から8月31日まで</td> <td><u>9,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>冬季休業日のみの利用</u></td> <td><u>12月24日から翌年1月6日まで</u></td> <td><u>開所1日当たり</u> <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>学年末休業日のみの利用</u></td> <td><u>3月25日から3月31日まで</u></td> <td><u>開所1日当たり</u> <u>500円</u></td> </tr> </tbody> </table>			利用区分	利用期間	保護者負担金	通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月	<u>5,200円</u>	8月	<u>9,500円</u>	<u>学年始休業日のみの利用</u>	<u>4月1日から入学式の前日まで</u>	<u>開所1日当たり</u> <u>500円</u>	夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	<u>3,000円</u>	8月1日から8月31日まで	<u>9,500円</u>	<u>冬季休業日のみの利用</u>	<u>12月24日から翌年1月6日まで</u>	<u>開所1日当たり</u> <u>500円</u>	<u>学年末休業日のみの利用</u>	<u>3月25日から3月31日まで</u>	<u>開所1日当たり</u> <u>500円</u>	<p>(保護者負担金)</p> <p>第11条 同左</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、入所児童が祝日に当たる日を利用したときは、当該入所児童の保護者は、1日につき600円の保護者負担金を納付しなければならない。</u></p> <p>3 前2項の保護者負担金は、当該月分を翌月の10日までに納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>利用期間</th> <th>保護者負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通年の利用</td> <td>4月から7月まで及び9月から3月までの毎月</td> <td><u>5,100円</u></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td><u>8,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>学年始休業日のみの利用</u></td> <td><u>4月1日から入学式の前日まで</u></td> <td><u>2,400円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏季休業日のみの利用</td> <td>7月21日から7月31日まで</td> <td><u>4,100円</u></td> </tr> <tr> <td>8月1日から8月31日まで</td> <td><u>8,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>冬季休業日のみの利用</u></td> <td><u>12月24日から翌年1月6日まで</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>学年末休業日のみの利用</u></td> <td><u>3月25日から3月31日まで</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>			利用区分	利用期間	保護者負担金	通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月	<u>5,100円</u>	8月	<u>8,000円</u>	<u>学年始休業日のみの利用</u>	<u>4月1日から入学式の前日まで</u>	<u>2,400円</u>	夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	<u>4,100円</u>	8月1日から8月31日まで	<u>8,000円</u>	<u>冬季休業日のみの利用</u>	<u>12月24日から翌年1月6日まで</u>	<u>3,000円</u>	<u>学年末休業日のみの利用</u>	<u>3月25日から3月31日まで</u>	<u>3,000円</u>
利用区分	利用期間	保護者負担金																																															
通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月	<u>5,200円</u>																																															
	8月	<u>9,500円</u>																																															
<u>学年始休業日のみの利用</u>	<u>4月1日から入学式の前日まで</u>	<u>開所1日当たり</u> <u>500円</u>																																															
夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	<u>3,000円</u>																																															
	8月1日から8月31日まで	<u>9,500円</u>																																															
<u>冬季休業日のみの利用</u>	<u>12月24日から翌年1月6日まで</u>	<u>開所1日当たり</u> <u>500円</u>																																															
<u>学年末休業日のみの利用</u>	<u>3月25日から3月31日まで</u>	<u>開所1日当たり</u> <u>500円</u>																																															
利用区分	利用期間	保護者負担金																																															
通年の利用	4月から7月まで及び9月から3月までの毎月	<u>5,100円</u>																																															
	8月	<u>8,000円</u>																																															
<u>学年始休業日のみの利用</u>	<u>4月1日から入学式の前日まで</u>	<u>2,400円</u>																																															
夏季休業日のみの利用	7月21日から7月31日まで	<u>4,100円</u>																																															
	8月1日から8月31日まで	<u>8,000円</u>																																															
<u>冬季休業日のみの利用</u>	<u>12月24日から翌年1月6日まで</u>	<u>3,000円</u>																																															
<u>学年末休業日のみの利用</u>	<u>3月25日から3月31日まで</u>	<u>3,000円</u>																																															